

3月、4月は異動のシーズンです

転入・転出届や各種証明書の請求をするときは

3月、4月は異動に伴う転入・転出届や各種証明書の請求で、窓口サービス課が混雑しますので、あらかじめ必要事項を確認しておいてください。なお、窓口に来られた方の本人確認を行いますのでご協力をお願いします

● 窓口サービス課 電話(32)6294

窓口での受付時間

月～金曜日(祝日を除く)
8時45分～17時15分

平日の日中に
来られない方へ

1 引っ越しのときは (外国人住民含む)

市外の場合 転出届をします。転出証明書を交付しますので、引っ越してから14日以内に転入先で転入届をしてください。転出証明書がなければ新しい住所に住居登録できません。転出届に限っては、郵送での届け出も可能です。また、転出予定日の1カ月前から届け出すことができます

市内の場合 転居届をします。引っ越しの日から14日以内に届け出をしてください

※届け出の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない場合でも届け出できますが、後日、届け出があったことを郵送により本人へ通知します。いずれも代理で届け出る場合は代理人の印鑑と本人

からの委任状が必要です

※転入・市内転居した方のマイナンバーカード、住民カード、在留カード、特別永住者証明書の住所変更も必要です。お持ちの方は持参してください(代理人の場合はお問い合わせください)

届け出 窓口サービス課、各出張所(勇払・のぞみ・沼ノ端)
● 詳住民記録担当 電話(32)6297

2 証明書を請求するときは

住民票の写し ● 個人と世帯全員
の2種類あります ● 世帯主・続柄・本籍の表示があるものと、一部省略するものがあります。使い道により異なりますので提出先にご確認ください

戸籍謄本・抄本 ● 謄本(全部事項証明)と抄本(個人事項証明)があります ● 本籍のある市区町

村に直接請求します。どこに本籍があり、誰が筆頭者かを確かめておいてください。郵送でも請求することができます

印鑑登録証明書 印鑑登録証(カード)を持参してください。カードを提示すれば代理人でも請求できます

届け出・請求 窓口サービス課、各出張所(勇払・のぞみ・沼ノ端)
● 証明発行担当 電話(32)6294

※住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書の発行は、各証明取扱所(駅前・住吉・豊川)でも行います。請求の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない場合は口頭で本人確認を行います



● 本人または同一世帯の方の住民票の写し、印鑑登録証明書の請求は電話でも受け付けます。16時30分までに申し込むと、17時15分から21時まで庁舎東側の夜間休日受付窓口で受け取りができます。休日に交付を希望する場合は、直前の開庁日の16時30分までに電話で申し込み、休日の8時45分から21時までに受け取ってください(受け取りには本人確認書類が必要です)

なお、印鑑登録証明書は申込時に登録番号を確認します。受け取りの際は印鑑登録証(カード)を持参してください

● 各証明取扱所(駅前・住吉・豊川)および各出張所(のぞみ・沼ノ端)では、土日曜業務を行っています(一部発行のできない証明も

ありますのでご注意ください)

